

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月2日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第1号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の80</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の37.5</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額 2-6 (略)	(勤勉手当) 第55条 (略) (1) 条例第18条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第18条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の75</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額 (2) 条例第18条の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の35</u> (特定管理職員にあっては、 <u>100分の45</u>)を乗じて得た額の総額 2-6 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	230,900	264,000	350,800	390,400	446,600	517,600	576,500
	2	141,200	233,100	265,800	353,100	392,900	448,900		
	3	142,400	235,100	267,600	355,300	395,600	451,000		
	4	143,500	237,000	269,500	357,700	398,100	453,200		
	5	144,600	238,800	271,400	360,000	400,800	454,900		
	6	145,700	240,700	273,600	362,300	403,500	456,700		
	7	146,800	242,400	275,700	364,500	406,300	458,600		
	8	147,900	244,200	277,900	366,800	409,000	460,600		
	9	149,000	246,100	280,200	369,100	411,600	462,500		
	10	150,400	248,000	282,400	371,300	414,000	464,200		
	11	151,700	249,900	284,500	373,400	416,300	465,700		
	12	153,000	251,800	286,700	375,600	418,600	467,500		
	13	154,300	253,400	288,900	377,800	420,700	468,900		
	14	155,800	255,300	291,000	380,000	422,700	470,400		
	15	157,300	257,000	293,100	382,100	424,600	471,800		
	16	158,900	258,800	295,200	384,300	426,600	473,300		
	17	160,200	260,400	297,500	386,600	428,500	474,600		
	18	161,700	262,400	299,700	388,800	430,400	475,900		
	19	163,200	264,300	301,700	390,900	432,200	477,100		
	20	164,700	266,300	303,900	393,100	434,100	478,100		
	21	166,100	268,200	306,100	395,100	436,000	478,900		
	22	168,800	270,100	308,300	396,900	437,600	479,400		
	23	171,400	271,900	310,400	398,500	439,100	479,800		
	24	174,000	273,800	312,600	400,200	440,700	480,200		
	25	176,700	275,700	314,900	401,900	442,300	480,400		
	26	178,400	277,600	317,000	403,400	443,600	480,800		
	27	180,100	279,400	319,100	405,000	444,900	481,200		
	28	181,800	281,300	321,200	406,600	446,200	481,700		
	29	183,300	283,100	323,400	408,100	447,300	482,300		
	30	185,100	285,000	325,500	409,300	448,600	482,700		
	31	186,900	286,700	327,600	410,500	449,800	483,100		
	32	188,700	288,600	329,700	411,700	451,100	483,500		
	33	190,400	290,400	331,700	412,800	452,100	484,000		
	34	192,200	292,300	333,900	414,000	452,900	484,300		
	35	194,000	294,100	335,900	415,200	453,500	484,700		
	36	195,800	296,000	338,000	416,400	454,000	485,100		
	37	197,400	297,600	339,900	417,300	454,400	485,400		
	38	199,100	299,400	342,000	418,000	454,900	485,800		
	39	200,800	301,200	344,100	418,700	455,200	486,200		
	40	202,300	303,000	346,200	419,400	455,600	486,600		
	41	207,000	304,800	348,100	420,100	455,900	486,900		
	42	208,900	306,500	350,100	420,800	456,200	487,200		
	43	211,000	308,100	352,100	421,400	456,500	487,500		
	44	212,900	309,800	354,100	421,800	456,800	487,700		
	45	214,700	311,500	356,000	422,300	457,000	487,900		
	46	216,400	313,200	357,900	422,600	457,200			
	47	218,400	314,900	359,800	422,800	457,400			
	48	220,400	316,600	361,700	423,000	457,600			
	49	222,600	317,900	363,400	423,200	457,800			
	50	224,800	319,500	364,900	423,400	458,000			
	51	226,900	321,100	366,400	423,600	458,200			
	52	228,900	322,700	367,900	423,800	458,400			

再任用
職員以
外の職
員

53	230,700	324,300	369,300	424,000	458,600
54	232,600	325,900	370,400	424,200	458,800
55	234,300	327,500	371,500	424,400	459,000
56	236,200	329,100	372,600	424,600	459,200
57	237,900	330,500	373,500	424,800	459,400
58	239,700	331,700	374,600	425,000	
59	241,400	332,900	375,700	425,200	
60	243,200	334,000	376,800	425,400	
61	244,600	334,700	377,600	425,600	
62	246,100	335,600	378,300	425,800	
63	247,500	336,500	378,900	426,000	
64	249,000	337,300	379,600	426,200	
65	250,300	337,900	379,900	426,400	
66	251,800	338,600	380,600	426,600	
67	253,300	339,400	381,300	426,800	
68	254,900	340,200	382,000	427,000	
69	256,100	340,900	382,300	427,200	
70	257,700	341,600	383,000	427,400	
71	259,300	342,300	383,700	427,600	
72	260,900	343,000	384,400	427,800	
73	262,100	343,300	385,000	428,000	
74	263,500	343,900	385,700		
75	264,900	344,500	386,400		
76	266,300	345,100	387,100		
77	267,500	345,400	387,300		
78	268,900	345,900	387,700		
79	270,200	346,400	388,000		
80	271,600	346,900	388,300		
81	272,800	347,300	388,600		
82	274,100	347,800	388,900		
83	275,400	348,200	389,200		
84	276,700	348,700	389,500		
85	277,700	348,900	389,900		
86	279,000	349,400	390,200		
87	280,300	349,800	390,600		
88	281,600	350,300	391,000		
89	282,700	350,600	391,200		
90	283,800	351,100	391,400		
91	284,900	351,600	391,600		
92	286,000	352,100	391,800		
93	287,100	352,300	392,000		
94	288,100	352,600	392,200		
95	289,100	353,100	392,400		
96	290,100	353,600	392,600		
97	290,900	353,800	392,800		
98	291,800	354,200	393,000		
99	292,700	354,600	393,200		
100	293,600	354,800	393,400		
101	294,500	355,000	393,600		
102	295,300	355,200			
103	296,100	355,400			
104	296,900	355,600			
105	297,500	355,900			
106	298,000	356,100			
107	298,500	356,300			
108	298,800	356,500			

	109	299,000	356,700						
	110	299,300	356,900						
	111	299,600	357,100						
	112	299,800	357,300						
	113	300,000	357,500						
	114	300,400							
	115	300,800							
	116	301,200							
	117	301,400							
	118	301,700							
	119	302,000							
	120	302,300							
	121	302,600							
	122	303,000							
	123	303,400							
	124	303,600							
	125	303,800							
	126	304,200							
	127	304,400							
	128	304,600							
	129	304,800							
	130	305,000							
	131	305,200							
	132	305,400							
	133	305,600							
	134	305,800							
	135	306,000							
	136	306,200							
	137	306,400							
	138	306,600							
	139	306,800							
	140	307,000							
	141	307,200							
	142	307,400							
	143	307,600							
	144	307,800							
	145	308,000							
	146	308,200							
	147	308,400							
	148	308,600							
	149	308,800							
	150	309,000							
	151	309,200							
	152	309,400							
	153	309,600							
	154	309,800							
	155	310,000							
	156	310,200							
	157	310,400							
再任用 職員		219,900	241,400	264,400	300,200	370,000	386,900	403,900	457,700

第2条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（地域手当） 第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の12</u> を乗じて得た額とする。 2 （略）	（地域手当） 第42条 地域手当の月額は、大阪府の区域に在勤する職員については、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の11</u> を乗じて得た額とする。 2 （略）

（大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部改正）

第3条 大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（加算額等） 第4条 （略） 2 （略） 3 （略） (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>8,000円</u> (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>40,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>52,000円</u> (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>58,000円</u> (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>64,000円</u> (10) 2,500キロメートル以上 <u>70,000円</u>	（加算額等） 第4条 （略） 2 （略） 3 （略） (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 <u>6,000円</u> (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u> (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u> (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u> (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u> (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u> (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u> (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u> (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 <u>53,000円</u> (10) 2,500キロメートル以上 <u>58,000円</u>

（大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正）

第4条 大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように

改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第16条関係）

職員		勤務成績			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職		100分の 100以上 100分の 160以下	100分の 88以上 100分の 100未満	100分の 77	100分の77 未満
特定管理職員	理事級職員及び部長等級職員以外の職員	100分の 120.5以上 100分の 200以下	100分の 108.5以上 100分の 120.5 未満	100分の 97	100分の97 未満
	理事級職員及び部長等級職員	100分の 139.5以上 100分の 200以下	100分の 115以上 100分の 139.5未 満	100分の 97	100分の97 未満

備考 「特定管理職員」とは、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第52条第1項に規定する特定管理職員をいう。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第17条関係）

職員	勤務成績		
	優秀	良好	良好でない
特定管理職員以外の職	100分の 37.5超	100分の 37.5	100分の 37.5未満
特定管理職員	100分の 47.5超	100分の 47.5	100分の 47.5未満

備考 「特定管理職員」とは、大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程第52条第1項に規定する特定管理職員をいう。

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>384,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>434,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>488,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>552,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>630,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>735,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>861,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>384,000</u>	2	<u>434,000</u>	3	<u>488,000</u>	4	<u>552,000</u>	5	<u>630,000</u>	6	<u>735,000</u>	7	<u>861,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第2条 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>382,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>432,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>486,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>550,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>628,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>733,000</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td style="text-align: right;"><u>859,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-4 (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与規程第52条第1項及び第4項の規定の適用については、同条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、同条第4項中「職員のうち別に定める職員」とあるのは「職員のうち別に定める職員並びに一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）第2条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるもの」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>382,000</u>	2	<u>432,000</u>	3	<u>486,000</u>	4	<u>550,000</u>	5	<u>628,000</u>	6	<u>733,000</u>	7	<u>859,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>384,000</u>																																				
2	<u>434,000</u>																																				
3	<u>488,000</u>																																				
4	<u>552,000</u>																																				
5	<u>630,000</u>																																				
6	<u>735,000</u>																																				
7	<u>861,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>382,000</u>																																				
2	<u>432,000</u>																																				
3	<u>486,000</u>																																				
4	<u>550,000</u>																																				
5	<u>628,000</u>																																				
6	<u>733,000</u>																																				
7	<u>859,000</u>																																				

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程の一部改正)

第6条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年大阪広域水道企業団管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
<p>1-8 (略)</p> <p>(単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>9 施行日から平成28年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程第45条第1項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「<u>26,000円</u>」とする。</p>	<p>1-8 (略)</p> <p>(単身赴任手当の月額に関する特例)</p> <p>9 施行日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程第45条第1項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「<u>26,000円</u>」とする。</p>

--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）、第4条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「新期末勤勉手当規程」という。）及び第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する規程（以下「新任期付職員規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(内払)

- 3 新給与規程、新期末勤勉手当規程又は新任期付職員規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年大阪広域水道企業団管理規程第5号。以下この項において「平成27年改正規程」という。）附則第3項又は第4項の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第4条の規定による改正前の大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程又は第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する規程の規定に基づいて平成27年4月1日以後の分として支給された給与は、それぞれ新給与規程、新期末勤勉手当規程又は新任期付職員規程の規定による給与の内払とみなす。